

災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とアマチュア無線福山（以下「乙」という。）は、福山市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるアマチュア無線の活用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲が行う情報収集及び伝達等に対する乙の協力に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力等）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要であると認められるとき、アマチュア無線を活用した災害情報の収集及び伝達（以下「災害情報に関する活動等」という。）に関し、乙に協力を要請することができる。

- 2 甲の要請に応じて、乙は速やかに会員、登録クラブ、中継局の利用者等（以下「各免許人」という。）に対して、被災状況に留意し可能な範囲で、災害情報に関する活動等への協力を要請する。
- 3 前項の協力の依頼は、各免許人の自発的な協力を期待するものである。その協力に係る経費は、各免許人の負担とする。
- 4 乙は、平素から地域内のアマチュア無線の状況を把握し、各免許人に対し災害情報に関する活動等の要請ができるようアマチュア無線の防災ネットワークの構築に努める。

（協力実施）

第3条 乙は、災害情報に関する活動等を行ったときは、甲に報告するものとし、報告場所は福山市災害対策本部又は危機管理防災課とする。

（連絡先確認及び報告）

第4条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して市内各免許人の状況報告を求めることができる。

（補償）

第5条 甲は、乙の協力依頼に応じた各免許人が福山市内での災害情報に関する活動等により負傷等した場合は福山市市民活動総合補償制度により補償する。

（協議）

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年（令和6年）2月29日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市今町2番7号
アマチュア無線福山
会長 森本 安彦